

**【表紙】**

|            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                                 |
| 【提出先】      | 関東財務局長 殿                                |
| 【提出日】      | 平成31年4月15日提出                            |
| 【計算期間】     | 第7計算期間<br>（自 平成30年7月24日 至 平成31年1月22日）   |
| 【ファンド名】    | コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替<br>ヘッジあり） |
| 【発行者名】     | 大和証券投資信託委託株式会社                          |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松下 浩一                             |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                       |
| 【事務連絡者氏名】  | 西脇 保宏                                   |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                       |
| 【電話番号】     | 03-5555-3431                            |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。                                |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界のハイブリッド証券等に投資し、高利回りの獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

|         |               |                                |
|---------|---------------|--------------------------------|
| 商 品 分 類 | 単位型投信・追加型投信   | 単位型投信                          |
|         | 投資対象地域        | 内外                             |
|         | 投資対象資産(収益の源泉) | その他資産(ハイブリッド証券)                |
| 属 性 区 分 | 投資対象資産        | その他資産（投資信託証券（その他資産(ハイブリッド証券)）） |
|         | 決算頻度          | 年2回                            |
|         | 投資対象地域        | グローバル（含む日本）                    |
|         | 投資形態<br>為替ヘッジ | ファンド・オブ・ファンズ<br>為替ヘッジあり（フルヘッジ） |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### （注1）商品分類の定義

- ・「単位型投信」…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

##### （注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）       |
|-------------|--------|---------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                  |
|             | 海外     | 債券                  |
| 追加型投信       | 内外     | 不動産投信               |
|             |        | その他資産<br>(ハイブリッド証券) |
|             |        | 資産複合                |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産                                   | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ         |
|------------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|---------------|
| 株式                                       |              |                 |                  |               |
| 一般                                       | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) |                  |               |
| 大型株                                      |              |                 |                  |               |
| 中小型株                                     | 年2回          | 日本              |                  |               |
| 債券                                       |              |                 |                  |               |
| 一般                                       | 年4回          | 北米              | ファミリー<br>ファンド    | あり<br>(フルヘッジ) |
| 公債                                       |              | 欧州              |                  |               |
| 社債                                       | 年6回<br>(隔月)  | アジア             |                  |               |
| その他債券<br>(クレジット属性<br>( ))                |              | オセアニア           |                  |               |
| 不動産投信                                    | 年12回<br>(毎月) | 中南米             |                  |               |
| その他資産<br>(投資信託証券(その他)<br>(資産(ハイブリッド証券))) | 日々           | アフリカ            | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし            |
| 資産複合<br>( )                              | その他<br>( )   | 中近東<br>(中東)     |                  |               |
| 資産配分固定型                                  |              | エマージング          |                  |               |
| 資産配分変更型                                  |              |                 |                  |               |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt;信託金の限度額&gt;

300億円を上限として募集を行ないました。

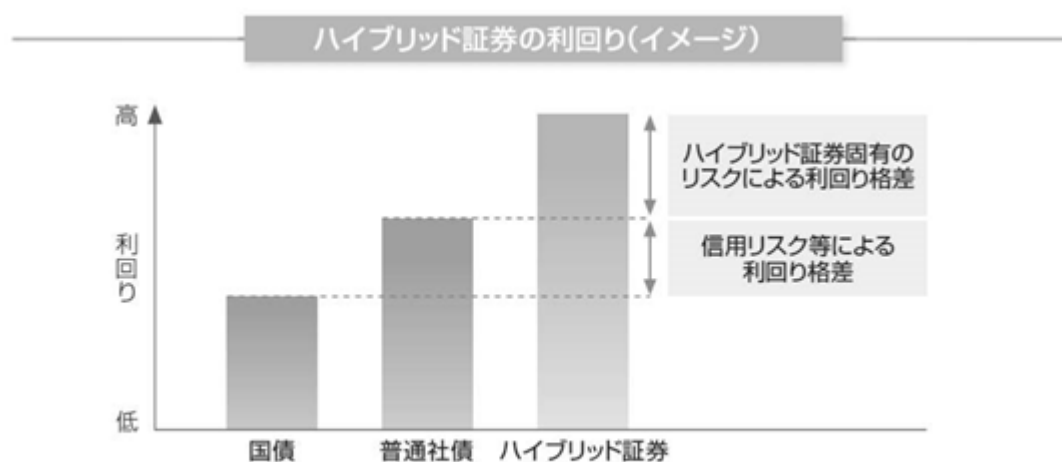
## &lt;ファンドの特色&gt;

**1 世界の企業が発行するハイブリッド証券等に投資します。**

※世界の企業には、金融機関を含みます。

- ◇ 証券の格付けは、取得時において投資適格の格付けを有する銘柄を中心に投資します。
- ◇ 信託期間内に償還が見込まれる証券を中心に投資します。  
※ハイブリッド証券が満期もしくは繰上償還した後に、ファンドが再投資する際は、普通社債および先進国の国債等に投資することがあります。
- ◇ 運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCが行ないます。

※ハイブリッド証券については後掲の「ハイブリッド証券とは」をご参照下さい。

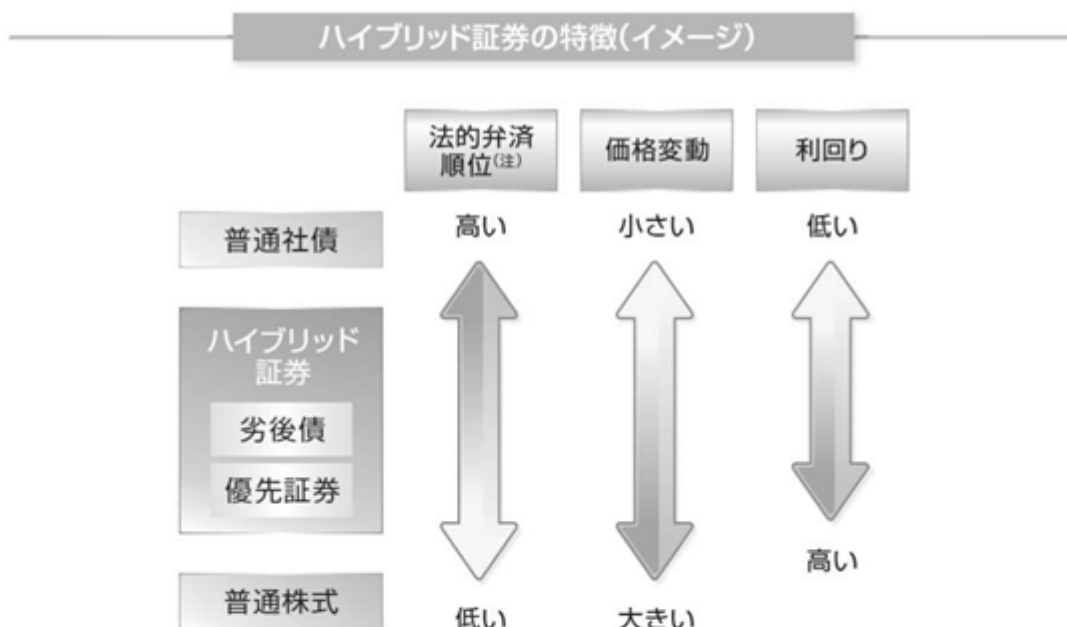


※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

## ハイブリッド証券とは

- ◆ハイブリッド証券とは、債券と株式の性質を併せ持つ(ハイブリッド)証券であり、劣後債、優先証券等があります。
- ◆一般に国債や社債と比較して、信用リスクやハイブリッド証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。

※ハイブリッド証券固有のリスクには、法的弁済順位が劣後するリスク、繰上償還延期リスク、利払繰延リスクなどがあります。くわしくは、「3 投資リスク」をご参照下さい。



（注）法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

### 【劣後債および優先証券について】

|      |                                                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 劣後債  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。</li> <li>・一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。</li> <li>・償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。</li> </ul> |
| 優先証券 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的弁済順位が普通株式より優先され、劣後債より劣る証券です。</li> <li>・一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。</li> </ul>                                              |

※上記は実際のハイブリッド証券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

◇ 証券の格付けは、取得時において投資適格<sup>※</sup>の格付けを有する銘柄を中心に投資します。

なお、利回り水準や流動性を加味した上で、投資適格未満の格付けを有する銘柄にも投資します。

※ムーディーズでBaa3以上またはS&PもしくはフィッチでBBB-以上

| 信用度                |                | 格付け                                          |                                             |
|--------------------|----------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 高い<br>↑<br>低い<br>↓ | 投資適格<br>投資適格未満 | ムーディーズの場合                                    | S&P、フィッチの場合                                 |
|                    |                | Aaa<br>Aa<br>A<br>Baa { Baa1<br>Baa2<br>Baa3 | AAA<br>AA<br>A<br>BBB { BBB+<br>BBB<br>BBB- |
|                    |                | Ba<br>B<br>・<br>・<br>・                       | BB<br>B<br>・<br>・<br>・                      |

投資対象

証券の格付けとは、償還時までの証券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチ・レーティングス(Fitch)といった格付会社が各証券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◇ 信託期間内に償還が見込まれる証券を中心に投資します。

※利回り水準や流動性を加味した上で、信託期間終了後に償還が見込まれる証券にも投資することがあります。

また、保有銘柄の早期償還や買入消却等を待たずに売却することがあります。

※ハイブリッド証券が満期もしくは繰上償還した後に、ファンドが再投資する際は、普通社債および先進国の国債等に投資することがあります。

額面を上回る価格で証券に投資を行ない、満期時に額面で償還した場合には償還差損が発生します。また、満期前に投資価格を下回る価格で途中売却した場合には売却差損が発生します。

◇運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCが行ないます。

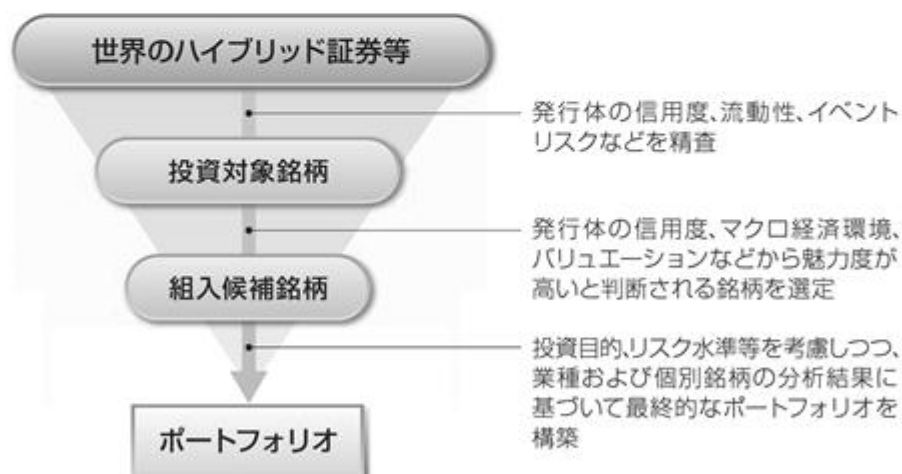
### ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCについて

- ◆ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは、1939年に米国で設立された独立系運用会社、ニューバーガー・バーマン・グループ[運用資産残高：約2,510億米ドル(約31兆円)]の一員です。
- ◆定量分析と定性分析を融合した独自のリサーチ体制に基づく運用を特徴とし、市場環境に応じた機動的な資産配分および銘柄選定双方において実績を有する運用会社です。
- ◆ニューバーガー・バーマン・グループは、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を、世界の機関投資家、富裕層を含む様々な投資家向けに提供しています。

(2015年6月末現在)

### 運用プロセス

運用にあたっては、専門性を有したリサーチ・アナリストによる発行体および銘柄の徹底的なクレジット分析を通じて、信用リスクを勘案した上でポートフォリオを構築します。



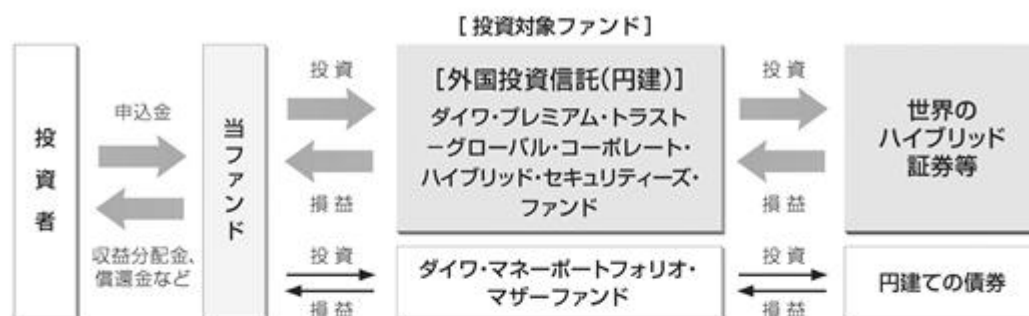
## 2

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、世界の企業が発行するハイブリッド証券等に投資します。



※ 投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

### 3

**購入の申込みは、平成27年10月1日までとなります。**

(注)当ファンドは単位型のため、申込みの受け付けは上記の期間のみとなります。

### 4

**毎年1月22日および7月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

#### 〔分配方針〕

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれが多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



## ＜投資対象ファンドの概要＞

## 1. ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態／表示通貨 | ケイマン籍の外国投資信託／円建                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 運用の基本方針 | 主として、世界の企業（金融機関を含みます。以下同じ。）が発行するハイブリッド証券（優先証券および劣後債等をいいます。以下同じ。）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 主要投資対象  | 世界の企業が発行するハイブリッド証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 運用方針    | <p>1. 主として世界の企業が発行するハイブリッド証券に投資します。</p> <p>2. 投資対象とする銘柄は、取得時において投資適格(ムーディーズでBaa3以上または、S&amp;PもしくはフィッチでBBB-以上)の格付けを有する銘柄を中心に投資します。<br/>         なお、利回り水準や流動性を加味した上で、投資適格未満の格付けを有する銘柄にも投資します。</p> <p>3. ファンドの償還日以前に早期償還や買入消却等が見込まれる銘柄を中心に投資します。<br/>         なお、利回り水準や流動性を加味した上で、ファンドの償還日以降に償還が見込まれる銘柄にも投資することがあります。<br/>         また、保有銘柄の早期償還や買入消却等を待たずに売却することがあります。</p> <p>4. 世界の企業が発行するハイブリッド証券を高位に組み入れることを原則とします。ただし、満期もしくは繰上償還後の再投資の際、普通社債および先進国の国債等に投資することがあります。</p> <p>5. 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。</p> <p>6. 当初設定日直後、大量の解約および追加設定が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日     | 2015年8月3日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 償還日     | 2019年7月5日に償還される予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 決算日     | 12月末                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 収益分配    | 原則年2回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 管理報酬等   | 純資産総額に対して年率0.42%程度<br>ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申込手数料   | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託財産留保額 | 1口当たり純資産総額に対し0.20%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 投資顧問会社  | ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

|         |                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態／表示通貨 | 国内籍の証券投資信託／円建                                                                                                                                                                                                                           |
| 運用の基本方針 | 安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                               |
| 主要投資対象  | 円建ての債券                                                                                                                                                                                                                                  |
| 投資態度    | <p>①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日     | 2009年 4月23日                                                                                                                                                                                                                             |
| 信託期間    | 無期限                                                                                                                                                                                                                                     |
| 決算日     | 毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託報酬    | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委託会社    | 大和証券投資信託委託株式会社                                                                                                                                                                                                                          |
| 受託会社    | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                           |

## (2) 【ファンドの沿革】

2015年10月2日

信託契約締結、設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



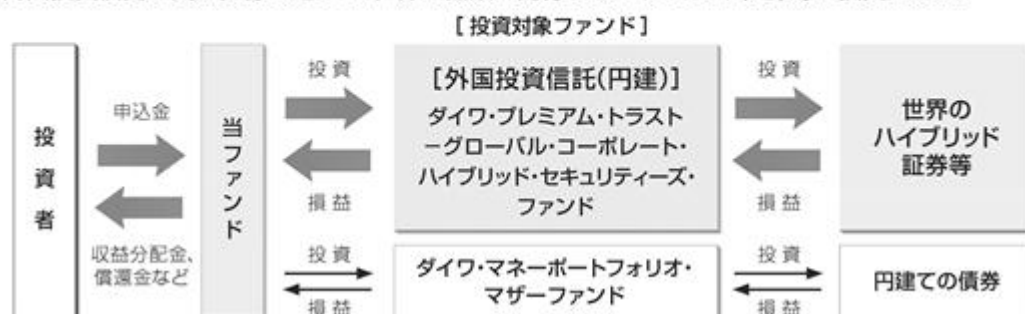
※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、世界の企業が発行するハイブリッド証券等に投資します。



### < 委託会社の概況（2019年2月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

#### ・ 沿革

1959年12月12日 設立登記  
 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得  
 1960年 4月 1日 営業開始  
 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。  
 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。  
 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。  
 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

#### ・ 大株主の状況

| 名 称            | 住 所               | 所有<br>株式数      | 比率          |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株<br>2,608,525 | %<br>100.00 |

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### ① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」（以下「コーポレート・ハイブリッド・ファンド」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度

- イ. 主として、コーポレート・ハイブリッド・ファンドの受益証券への投資を通じて、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行するハイブリッド証券等に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
  - ロ. 当ファンドは、コーポレート・ハイブリッド・ファンドとダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、コーポレート・ハイブリッド・ファンドへの投資割合を高位に維持することを基本とします。
  - ハ. コーポレート・ハイブリッド・ファンドでは、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### ＜投資先ファンドについて＞

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

|            |                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド                                                   |
| 選 定 の 方 針  | 主として、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行するハイブリッド証券等に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざすファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

### （２）【投資対象】

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

#### 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

#### ② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### <投資先ファンドについて>

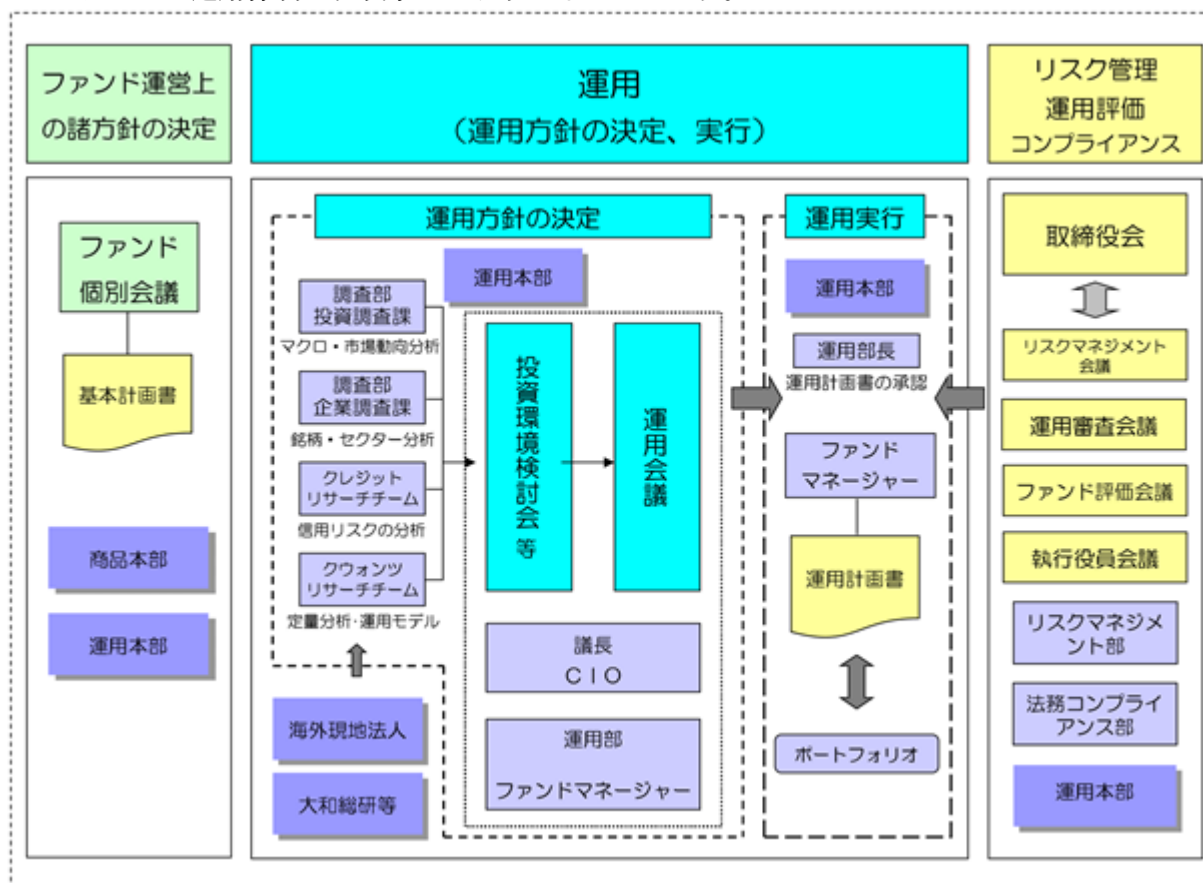
ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

|            |                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラストーグローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド                                                        |
| 運用の基本方針    | 主として、世界の企業（金融機関を含みます。以下同じ。）が発行するハイブリッド証券（優先証券および劣後債等をいいます。以下同じ。）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象    | 世界の企業が発行するハイブリッド証券                                                                                      |
| 委託会社等の名称   | 投資顧問会社:ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC                                                                 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

**(3) 【運用体制】****① 運用体制**

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

**② 運用方針の決定にかかる過程**

運用方針は次の過程を経て決定しております。

**イ. 基本計画書の策定**

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

**ロ. 投資環境の検討**

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

**ハ. 基本的な運用方針の決定**

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

**ニ. 運用計画書の作成・承認**

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

**③ 職務権限**

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

**イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）**

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ、Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ、インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ、運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ、ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ、ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ、運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ、リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ、執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2019年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（４）【配分方針】

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

- ① 株式（信託約款）  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



## ⑤ 資金の借入れ（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## &lt;参 考&gt;投資対象ファンドについて

## 1. ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

## 2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な投資制限  | <p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p> |
| 償 還 条 項 | <p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

### 3【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、ハイブリッド証券、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① ハイブリッド証券の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、ハイブリッド証券の価格下落の要因となると考えられます。ハイブリッド証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財務状況の悪化、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。

また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

＜劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）＞

一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は、株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

＜繰上償還延期リスク＞

一般的に、ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

＜利払繰延リスク＞

ハイブリッド証券には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

＜その他＞

組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなる場合があります。

組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ③ 特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなることもあるため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

##### ④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託において、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

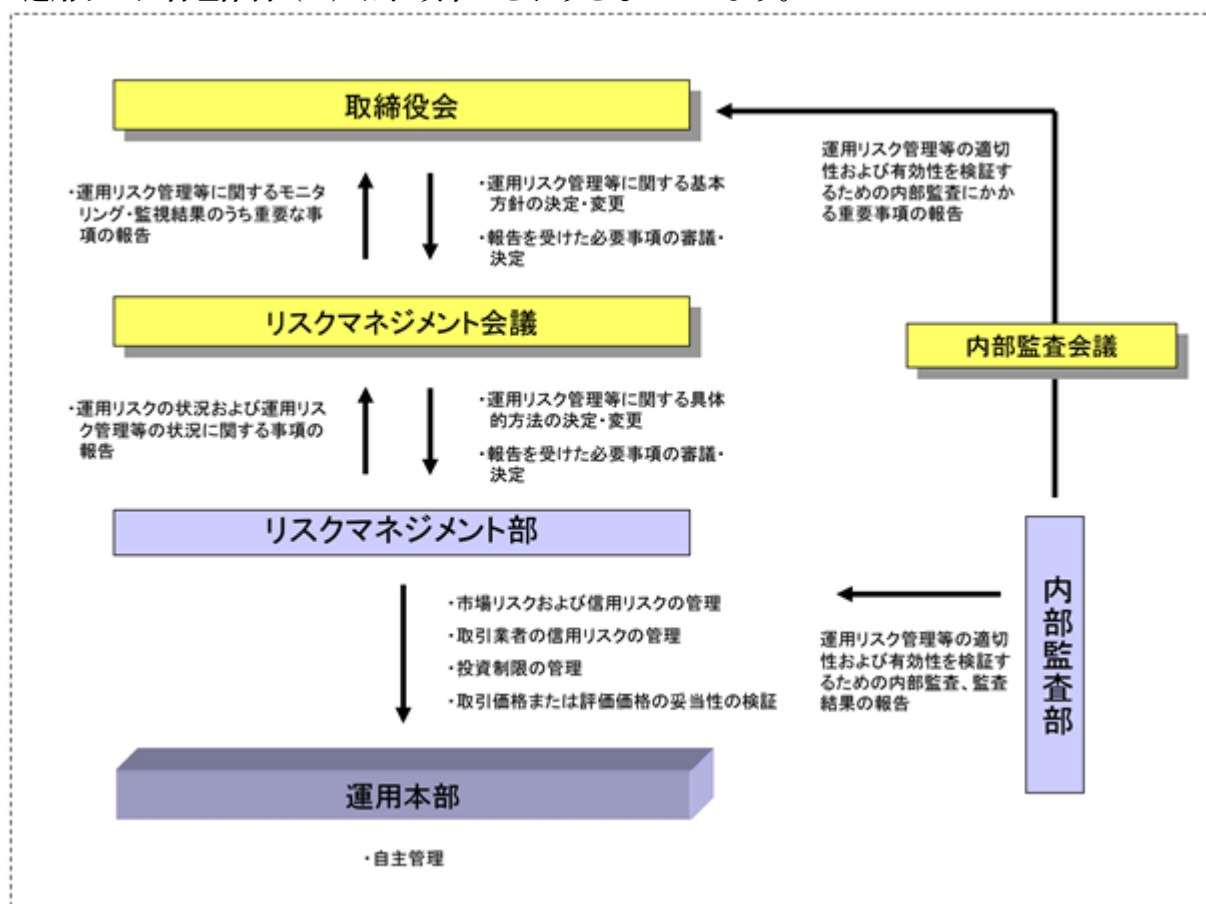
(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ハイブリッド証券に関する規制や基準の変更等がハイブリッド証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



## ※ 流動性リスクに対する管理体制

当社は、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

- ① 当ファンドの取得の申込みの受付は、2015年10月1日をもって終了しております。販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）でした。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### （２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

### （３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.053%（税抜0.975%）以内を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

| 委託会社              | 販売会社            | 受託会社             |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 年率0.35%<br>（税抜）以内 | 年率0.60%<br>（税抜） | 年率0.025%<br>（税抜） |

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.473%（税込）程度です。ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

- 委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
- 販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
- 受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### （４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### ＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税
- イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

- ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

- ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

## ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、2014年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収<sup>※</sup>され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

（※）上記は、2019年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### （１）【投資状況】（2019年2月28日現在）

#### 投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)         | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券              | 974,814,079   | 81.35   |
| 内 ケイマン諸島              | 974,814,079   | 81.35   |
| 親投資信託受益証券             | 219,083,694   | 18.28   |
| 内 日本                  | 219,083,694   | 18.28   |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 4,439,847     | 0.37    |
| 純資産総額                 | 1,198,337,620 | 100.00  |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### （２）【投資資産】（2019年2月28日現在）

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名                                     | 地域     | 種類        | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)      | 評価単価<br>時価<br>(円)     | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|-----------------------------------------|--------|-----------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 | GLOBAL CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | 10,590,164.79        | 95.59<br>1,012,416,508 | 92.04<br>974,814,079  | 81.35           |
| 2 | ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド                  | 日本     | 親投資信託受益証券 | 218,319,576          | 1.0037<br>219,136,787  | 1.0035<br>219,083,694 | 18.28           |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券  | 81.35% |
| 親投資信託受益証券 | 18.28% |
| 合計        | 99.63% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

|                         | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末<br>(2016年1月22日) | 2,387,585,523         | 2,399,971,512         | 0.9638                     | 0.9688                     |
| 第2計算期間末<br>(2016年7月22日) | 2,522,444,638         | 2,547,102,033         | 1.0230                     | 1.0330                     |
| 第3計算期間末<br>(2017年1月23日) | 2,372,768,781         | 2,395,933,164         | 1.0243                     | 1.0343                     |
| 第4計算期間末<br>(2017年7月24日) | 2,046,853,730         | 2,060,689,333         | 1.0356                     | 1.0426                     |
| 第5計算期間末<br>(2018年1月22日) | 1,709,974,173         | 1,721,595,755         | 1.0300                     | 1.0370                     |
| 2018年2月末日               | 1,692,055,001         | —                     | 1.0280                     | —                          |
| 3月末日                    | 1,632,245,755         | —                     | 1.0261                     | —                          |
| 4月末日                    | 1,623,366,596         | —                     | 1.0264                     | —                          |
| 5月末日                    | 1,559,257,731         | —                     | 1.0226                     | —                          |
| 6月末日                    | 1,525,870,228         | —                     | 1.0198                     | —                          |
| 第6計算期間末<br>(2018年7月23日) | 1,501,388,516         | 1,507,281,316         | 1.0191                     | 1.0231                     |
| 7月末日                    | 1,498,774,311         | —                     | 1.0201                     | —                          |
| 8月末日                    | 1,469,296,361         | —                     | 1.0185                     | —                          |
| 9月末日                    | 1,438,280,334         | —                     | 1.0187                     | —                          |
| 10月末日                   | 1,408,689,367         | —                     | 1.0147                     | —                          |
| 11月末日                   | 1,341,173,605         | —                     | 1.0124                     | —                          |
| 12月末日                   | 1,296,693,910         | —                     | 1.0066                     | —                          |
| 第7計算期間末<br>(2019年1月22日) | 1,278,511,058         | 1,278,511,058         | 1.0123                     | 1.0123                     |
| 2019年1月末日               | 1,246,422,181         | —                     | 1.0130                     | —                          |
| 2月末日                    | 1,198,337,620         | —                     | 1.0134                     | —                          |

## ② 【分配の推移】

|        | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0050      |
| 第2計算期間 | 0.0100      |
| 第3計算期間 | 0.0100      |
| 第4計算期間 | 0.0070      |
| 第5計算期間 | 0.0070      |
| 第6計算期間 | 0.0040      |
| 第7計算期間 | 0.0000      |

## ③【収益率の推移】

|        | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | △3.1   |
| 第2計算期間 | 7.2    |
| 第3計算期間 | 1.1    |
| 第4計算期間 | 1.8    |
| 第5計算期間 | 0.1    |
| 第6計算期間 | △0.7   |
| 第7計算期間 | △0.7   |

## （４）【設定及び解約の実績】

|        | 設定数量（口） | 解約数量（口）     |
|--------|---------|-------------|
| 第1計算期間 | 0       | 0           |
| 第2計算期間 | 0       | 11,458,412  |
| 第3計算期間 | 0       | 149,301,190 |
| 第4計算期間 | 0       | 339,923,645 |
| 第5計算期間 | 0       | 316,288,648 |
| 第6計算期間 | 0       | 187,026,049 |
| 第7計算期間 | 0       | 210,221,948 |

（注） 当初設定数量は2,477,197,989口です。

**(参考) マザーファンド****ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド****(1) 投資状況（2019年2月28日現在）****投資状況**

| 投資資産の種類               | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 76,851,836,588 | 100.00  |
| 純資産総額                 | 76,851,836,588 | 100.00  |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

**(2) 投資資産（2019年2月28日現在）****① 投資有価証券の主要銘柄****イ. 主要銘柄の明細**

該当事項はありません。

**ロ. 投資有価証券の種類別投資比率**

該当事項はありません。

**ハ. 投資株式の業種別投資比率**

該当事項はありません。

**② 投資不動産物件**

該当事項はありません。

**③ その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、単位型投資信託であり、現在受益権の取得の申込みを受付けておりません。  
なお、募集期間中の申込（販売）手続等については、以下のとおりです。

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額は、1万口当たり1万円です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約請求をすることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。

イ、ニューヨーク証券取引所、アイルランド証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日  
受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止することができます。

一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け取ったものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <信託財産留保額について>

当ファンドにおいては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

すべての受益者が換金意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### （注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(2) 【保管】**

該当事項はありません。

**(3) 【信託期間】**

2015年10月2日から2019年7月22日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

**(4) 【計算期間】**

毎年1月23日から7月22日まで、および7月23日から翌年1月22日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年10月2日から2016年1月22日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

**(5) 【その他】****① 信託の終了**

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

**② 信託約款の変更等**

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成30年7月24日から平成31年1月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替ヘッジあり）

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第6期<br>平成30年7月23日現在 | 第7期<br>平成31年1月22日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部            |                     |                     |
| 流動資産            |                     |                     |
| 金銭信託            | 21,052,370          | —                   |
| コール・ローン         | —                   | 9,576,510           |
| 投資信託受益証券        | 1,494,236,890       | 1,062,242,786       |
| 親投資信託受益証券       | 999                 | 213,290,017         |
| 流動資産合計          | 1,515,290,259       | 1,285,109,313       |
| 資産合計            | 1,515,290,259       | 1,285,109,313       |
| 負債の部            |                     |                     |
| 流動負債            |                     |                     |
| 未払収益分配金         | 5,892,800           | —                   |
| 未払受託者報酬         | 203,685             | 173,740             |
| 未払委託者報酬         | 7,739,374           | 6,367,143           |
| その他未払費用         | 65,884              | 57,372              |
| 流動負債合計          | 13,901,743          | 6,598,255           |
| 負債合計            | 13,901,743          | 6,598,255           |
| 純資産の部           |                     |                     |
| 元本等             |                     |                     |
| 元本              | ※1 1,473,200,045    | ※1 1,262,978,097    |
| 剰余金             |                     |                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 28,188,471          | 15,532,961          |
| 元本等合計           | 1,501,388,516       | 1,278,511,058       |
| 純資産合計           | 1,501,388,516       | 1,278,511,058       |
| 負債純資産合計         | 1,515,290,259       | 1,285,109,313       |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第6期<br>自 平成30年1月23日<br>至 平成30年7月23日 | 第7期<br>自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日 |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益                    |                                     |                                     |
| 受取配当金                   | 27,739,893                          | 17,589,015                          |
| 受取利息                    | 27                                  | 34                                  |
| 有価証券売買等損益               | △30,408,634                         | △20,494,101                         |
| 営業収益合計                  | △2,668,714                          | △2,905,052                          |
| 営業費用                    |                                     |                                     |
| 支払利息                    | 2,503                               | 2,632                               |
| 受託者報酬                   | 217,150                             | 189,661                             |
| 委託者報酬                   | 8,251,601                           | 6,963,185                           |
| その他費用                   | 68,489                              | 59,475                              |
| 営業費用合計                  | 8,539,743                           | 7,214,953                           |
| 営業損失（△）                 | △11,208,457                         | △10,120,005                         |
| 経常損失（△）                 | △11,208,457                         | △10,120,005                         |
| 当期純損失（△）                | △11,208,457                         | △10,120,005                         |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）         | 49,748,079                          | 28,188,471                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 4,458,351                           | 2,535,505                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,458,351                           | 2,535,505                           |
| 分配金                     | ※ 1 5,892,800                       | ※ 1 —                               |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）         | 28,188,471                          | 15,532,961                          |

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                        | 第7期<br>自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |
| 2. 収益及び費用の計上基準             | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>計算期間末日</p> <p>平成30年7月22日が休日のため、前計算期間末日を平成30年7月23日としております。このため、当計算期間は183日となっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |

## (貸借対照表に関する注記)

| 区 分                                    | 第6期<br>平成30年7月23日現在                                                        | 第7期<br>平成31年1月22日現在                                                        |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1. ※1 設定年月日<br>設定元本額<br>期首元本額<br>元本残存率 | <p>平成27年10月2日</p> <p>2,477,197,989円</p> <p>1,660,226,094円</p> <p>59.4%</p> | <p>平成27年10月2日</p> <p>2,477,197,989円</p> <p>1,473,200,045円</p> <p>50.9%</p> |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数                    | 1,473,200,045口                                                             | 1,262,978,097口                                                             |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分         | 第6期<br>自 平成30年1月23日<br>至 平成30年7月23日                                                                                                                | 第7期<br>自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 分配金の計算過程 | 計算期間末における純資産額の元本超過額34,081,271円が、経費控除後の配当等収益17,988,766円を超過しているため、純資産額の元本超過額34,081,271円（1万口当たり231.34円）を分配対象額として、うち5,892,800円（1万口当たり40円）を分配金額としております。 | 計算期間末における純資産額の元本超過額15,532,961円が、経費控除後の配当等収益9,518,537円を超過しているため、純資産額の元本超過額15,532,961円（1万口当たり122.98円）が分配対象額となりますが、分配を行っておりません。 |

## （金融商品に関する注記）

## I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                        | 第7期<br>自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                                                                                                                                              |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                       |
| 2. 金融商品の内容及びリスク            | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                       |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。                                                           |

## Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 第7期<br>平成31年1月22日現在                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                   |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

| 種 類       | 第6期<br>平成30年7月23日現在      | 第7期<br>平成31年1月22日現在      |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
|           | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券  | △29,379,856              | △18,855,515              |
| 親投資信託受益証券 | 0                        | △42,514                  |
| 合計        | △29,379,856              | △18,898,029              |

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第6期<br>平成30年7月23日現在 | 第7期<br>平成31年1月22日現在 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。         | 該当事項はありません。         |

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第7期<br>自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                               |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

## （1口当たり情報）

|                           | 第6期<br>平成30年7月23日現在  | 第7期<br>平成31年1月22日現在  |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0191円<br>(10,191円) | 1.0123円<br>(10,123円) |

**（４）【附属明細表】****第１ 有価証券明細表****（１） 株式**

該当事項はありません。

**（２） 株式以外の有価証券**

| 種 類          | 銘 柄                                        | 券面総額           | 評価額<br>(円)    | 備考 |
|--------------|--------------------------------------------|----------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券     | GLOBAL CORPORATE HYBRID<br>SECURITIES FUND | 11,569,255.760 | 1,062,242,786 |    |
| 投資信託受益証券 合計  |                                            |                | 1,062,242,786 |    |
| 親投資信託受益証券    | ダイワ・マネーポートフォリオ・マ<br>ザーファンド                 | 212,524,928    | 213,290,017   |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                                            |                | 213,290,017   |    |
| 合計           |                                            |                | 1,275,532,803 |    |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

**第２ 信用取引契約残高明細表**

該当事項はありません。

**第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

該当事項はありません。

**（参考）**

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・グローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。



**「ダイワ・プレミアム・トラストーグローバル・コーポレート・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の状況**

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(日本円建て)

**貸借対照表**  
2017年12月29日

**資産**

|                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 投資資産の評価額（簿価 \20,955,002,475） | \ 23,383,454,635      |
| 外国通貨の評価額（簿価 \138,472）        | 136,418               |
| 外国為替先渡契約による評価益               | 110,246,714           |
| 未収利息                         | 466,745,105           |
| 前払受託会社報酬                     | 1,690,703             |
| <b>資産合計</b>                  | <b>23,962,273,575</b> |

**負債**

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 外国為替先渡契約による評価損 | 522,274,756        |
| 保管会社に対する支払     | 9,386              |
| 未払：            |                    |
| 償還済み受益証券       | 94,810,000         |
| 運用会社報酬         | 18,039,597         |
| 専門家報酬          | 5,807,056          |
| 会計および管理会社報酬    | 4,703,658          |
| 保管会社報酬         | 2,341,452          |
| 登録料            | 1,702,425          |
| 名義書換代理人報酬      | 1,098,640          |
| <b>負債合計</b>    | <b>650,786,970</b> |

**純資産**

|  |                  |
|--|------------------|
|  | \ 23,311,486,605 |
|--|------------------|

**純資産の内訳：**

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 払込資本金      | \ 23,402,416,148      |
| 繰越損失       | (90,929,543)          |
| <b>純資産</b> | <b>23,311,486,605</b> |

## 円ヘッジクラス

|  |                  |
|--|------------------|
|  | \ 23,311,486,605 |
|  | \ 23,311,486,605 |

**発行済み受益証券（口数）**

|         |             |
|---------|-------------|
| 円ヘッジクラス | 240,082,239 |
|---------|-------------|

**受益証券1口当り純資産額**

|         |          |
|---------|----------|
| 円ヘッジクラス | \ 97.098 |
|---------|----------|

## 損益計算書

2017年12月29日に終了した年度

## 投資収益

|                          |   |                    |
|--------------------------|---|--------------------|
| 受取利息（源泉税 \86,003,316控除後） | \ | 720,573,266        |
| その他収益                    |   | 15,545             |
| <b>投資収益合計</b>            |   | <b>720,588,811</b> |

## 費用

|             |  |                    |
|-------------|--|--------------------|
| 運用会社報酬      |  | 92,062,836         |
| 会計および管理会社報酬 |  | 15,638,069         |
| 保管会社報酬      |  | 8,204,140          |
| 専門家報酬       |  | 5,733,628          |
| 名義書換代理人報酬   |  | 3,404,661          |
| 登録料         |  | 1,914,085          |
| 受託会社報酬      |  | 1,299,724          |
| その他費用       |  | 3,471,504          |
| <b>費用合計</b> |  | <b>131,728,647</b> |

## 投資純利益

588,860,164

## 実現利益（損失）および評価益（損）の純変動：

## 実現（損）：

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 証券投資              | (235,172,135)          |
| 外国為替取引および外国為替先渡契約 | (3,344,560,877)        |
| <b>純実現損失</b>      | <b>(3,579,733,012)</b> |

## 評価益の純変動の内訳：

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 証券投資              | 2,083,927,366        |
| 外国為替換算および外国為替先渡契約 | 1,824,806,211        |
| <b>評価益の純変動</b>    | <b>3,908,733,577</b> |

## 純実現損および純評価益の純変動

329,000,565

## 運用による純資産の純増

\ 917,860,729

## 投資明細表

2017年12月29日

| 元本  | 証券の明細                                           | 評価額                  |
|-----|-------------------------------------------------|----------------------|
|     | <b>債券 (98.5%)</b>                               |                      |
|     | <b>オーストリア (0.1%)</b>                            |                      |
|     | <b>通信 (0.1%)</b>                                |                      |
|     | Telekom Austria AG <sup>(a),(b),(c)</sup>       |                      |
| EUR | 100,000 5.63%                                   | \ 13,594,430         |
|     | <b>オーストリア合計 (簿価 \13,444,249)</b>                | <b>13,594,430</b>    |
|     | <b>デンマーク (9.5%)</b>                             |                      |
|     | <b>電力 (9.5%)</b>                                |                      |
|     | Orsted A/S <sup>(a),(b)</sup>                   |                      |
| EUR | 15,962,000 4.88% due 2013/7/8                   | 2,210,937,122        |
|     | <b>デンマーク合計 (簿価 \1,940,062,292)</b>              | <b>2,210,937,122</b> |
|     | <b>フランス (35.1%)</b>                             |                      |
|     | <b>化学 (9.7%)</b>                                |                      |
|     | Solvay Finance SA <sup>(a),(b),(c)</sup>        |                      |
| EUR | 16,017,000 4.20%                                | 2,264,249,357        |
|     | <b>電力 (18.9%)</b>                               |                      |
|     | Electricite de France SA <sup>(a),(b),(c)</sup> |                      |
| EUR | 15,200,000 4.25%                                | 2,179,060,836        |

|     |            |                                                                                                              |                |
|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| EUR | 15,900,000 | Engie SA <sup>(a),(b),(c)</sup><br>3.00%<br><b>通信 (4.2%)</b>                                                 | 2,224,975,706  |
| EUR | 6,795,000  | Orange SA <sup>(a),(b),(c)</sup><br>4.25%<br><b>水道 (2.3%)</b>                                                | 987,296,860    |
| EUR | 3,900,000  | Veolia Environnement SA <sup>(a),(b),(c)</sup><br>4.45%<br><b>フランス合計 (簿価 \6,990,881,553)</b>                 | 534,006,474    |
|     |            | <b>香港 (9.5%)</b>                                                                                             | 8,189,589,233  |
|     |            | <b>複合持株会社 (9.5%)</b>                                                                                         |                |
| EUR | 16,140,000 | Hutchison Whampoa Europe Finance, 13 Ltd. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>3.75%<br><b>香港合計 (簿価 \1,993,929,806)</b> | 2,209,022,084  |
|     |            | <b>オランダ (16.4%)</b>                                                                                          | 2,209,022,084  |
|     |            | <b>自動車 (6.6%)</b>                                                                                            |                |
| EUR | 11,130,000 | Volkswagen International Finance N.V. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>3.88%<br><b>電力 (0.0%)</b>                    | 1,539,431,373  |
| EUR | 100,000    | Alliander N.V. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>3.25%<br><b>通信 (9.8%)</b>                                           | 13,874,737     |
| EUR | 16,217,000 | Koninklijke KPN N.V. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>6.13%<br><b>オランダ合計 (簿価 \3,454,101,643)</b>                    | 2,281,558,443  |
|     |            | <b>スウェーデン (1.4%)</b>                                                                                         | 3,834,864,553  |
|     |            | <b>自動車 (1.4%)</b>                                                                                            |                |
| EUR | 2,280,000  | Volvo Treasury AB <sup>(a),(b)</sup><br>4.20% due 2075/6/10<br><b>スウェーデン合計 (簿価 \314,641,937)</b>             | 331,429,848    |
|     |            | <b>英国 (3.1%)</b>                                                                                             | 331,429,848    |
|     |            | <b>電力 (3.1%)</b>                                                                                             |                |
| EUR | 4,897,000  | NGG Finance Plc. <sup>(a),(b)</sup><br>4.25% due 2076/6/18<br><b>英国合計 (簿価 \664,836,008)</b>                  | 718,963,045    |
|     |            | <b>米国 (23.4%)</b>                                                                                            | 718,963,045    |
|     |            | <b>銀行 (23.4%)</b>                                                                                            |                |
| USD | 18,380,000 | Bank of America Corp <sup>(a),(b),(c)</sup><br>5.13%                                                         | 2,102,599,792  |
| USD | 7,600,000  | Goldman Sachs Group, Inc. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>5.70%                                                    | 882,765,926    |
| USD | 19,400,000 | JP Morgan Chase & Co. <sup>(a),(b),(c)</sup><br>5.00%                                                        | 2,223,392,356  |
| USD | 2,200,000  | Morgan Stanley <sup>(a),(b),(c)</sup><br>5.45%<br><b>米国合計 (簿価 \5,170,008,604)</b>                            | 254,397,487    |
|     |            | <b>債券 (簿価 \20,541,906,092)</b>                                                                               | 5,463,155,561  |
|     |            | <b>短期投資 (1.8%)</b>                                                                                           | 22,971,555,876 |
|     |            | <b>ドイツ (0.4%)</b>                                                                                            |                |
|     |            | <b>定期預金 (0.4%)</b>                                                                                           |                |
| EUR | 671,623    | Banco Santander<br>-0.57% due 2018/1/2<br><b>定期預金合計</b>                                                      | 90,850,538     |
|     |            | <b>ドイツ合計 (簿価 \90,118,261)</b>                                                                                | 90,850,538     |
|     |            | <b>米国 (1.2%)</b>                                                                                             | 90,850,538     |
|     |            | <b>定期預金 (1.2%)</b>                                                                                           |                |

|     |            |                                   |        |                    |
|-----|------------|-----------------------------------|--------|--------------------|
| USD | 2,423,547  | JP Morgan Chase & Co.             |        |                    |
|     |            | 0.92% due 2018/1/2                |        | 273,012,509        |
|     |            | <b>定期預金合計</b>                     |        | <b>273,012,509</b> |
|     |            | <b>米国合計（簿価 \274,942,708）</b>      |        | <b>273,012,509</b> |
| JPY | 48,009,325 | <b>日本（0.2%）</b>                   |        |                    |
|     |            | <b>定期預金（0.2%）</b>                 |        |                    |
|     |            | Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. |        |                    |
|     |            | -0.25% due 2018/1/4               |        | 48,009,325         |
| GBP | 173        | <b>定期預金合計</b>                     |        | <b>48,009,325</b>  |
|     |            | <b>日本合計（簿価 \48,009,325）</b>       |        | <b>48,009,325</b>  |
|     |            | <b>グランド・ケイマン（0.0%）</b>            |        |                    |
|     |            | <b>定期預金（0.0%）</b>                 |        |                    |
| GBP | 173        | Brown Brothers Harriman & Co.     |        |                    |
|     |            | 0.16% due 2018/1/2                |        | 26,387             |
|     |            | <b>定期預金合計</b>                     |        | <b>26,387</b>      |
|     |            | <b>グランド・ケイマン合計（簿価 \26,089）</b>    |        | <b>26,387</b>      |
|     |            | <b>短期投資合計（簿価 \413,096,383）</b>    |        | <b>411,898,759</b> |
|     |            | <b>投資総額（簿価 \20,955,002,475）</b>   | 100.3  | \ 23,383,454,635   |
|     |            | <b>現金および他の資産を超過する負債</b>           | (0.3)  | (71,968,030)       |
|     |            | <b>純資産</b>                        | 100.0% | \ 23,311,486,605   |

(a) 償還条項付き証券

(b) 2017年12月29日現在の変動利付証券

(c) 永久債

## 2017年12月29日現在のファンドレベルの外国為替先渡契約（純資産の-1.8%）

| 買い  | 取引相手                      | 契約金額       | 決済日       | 売り  | 契約金額        | 純評価益/（損）    |
|-----|---------------------------|------------|-----------|-----|-------------|-------------|
| EUR | Goldman Sachs Group, Inc. | 619,753    | 2018/1/24 | JPY | 82,148,396  | \ 1,704,004 |
| EUR | Goldman Sachs Group, Inc. | 406,777    | 2018/1/24 | USD | 479,470     | 1,078,834   |
| EUR | Goldman Sachs Group, Inc. | 74,700     | 2018/1/24 | JPY | 9,980,000   | 126,915     |
| EUR | Royal Bank of Canada      | 450,863    | 2018/1/24 | JPY | 59,880,000  | 1,121,606   |
| EUR | Royal Bank of Canada      | 374,195    | 2018/1/24 | JPY | 49,900,000  | 728,441     |
| EUR | Royal Bank of Canada      | 75,021     | 2018/1/24 | JPY | 9,980,000   | 170,259     |
| EUR | State Street Corp.        | 630        | 2018/1/24 | GBP | 562         | (340)       |
| EUR | State Street Corp.        | 50,342,394 | 2018/1/24 | USD | 59,858,113  | 75,083,220  |
| EUR | State Street Corp.        | 564,825    | 2018/1/24 | JPY | 75,125,271  | 1,295,364   |
| EUR | State Street Corp.        | 405,604    | 2018/1/24 | JPY | 53,806,394  | 1,071,682   |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 564,257    | 2018/1/24 | JPY | 74,850,000  | 1,493,768   |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 150,725    | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 433,086     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 112,714    | 2018/1/24 | JPY | 14,970,000  | 280,119     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 300,763    | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 773,166     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 149,199    | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 226,616     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 37,399     | 2018/1/24 | JPY | 4,990,000   | 70,134      |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 337,716    | 2018/1/24 | JPY | 44,910,000  | 782,821     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 37,380     | 2018/1/24 | JPY | 4,990,000   | 67,566      |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 306,116    | 2018/1/24 | USD | 357,655     | 1,168,177   |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 1,003,357  | 2018/1/24 | USD | 1,194,534   | 1,325,168   |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 416,712    | 2018/1/24 | JPY | 55,888,000  | 493,024     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 379,746    | 2018/1/24 | USD | 452,035     | 509,065     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 666,872    | 2018/1/24 | JPY | 89,820,000  | 407,531     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 337,735    | 2018/1/24 | USD | 402,400     | 410,787     |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 853        | 2018/1/24 | USD | 1,013       | 1,411       |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 863,151    | 2018/1/24 | JPY | 114,770,000 | 2,014,128   |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 378,794    | 2018/1/24 | JPY | 49,900,000  | 1,350,741   |

|     |                           |                |           |     |             |                        |
|-----|---------------------------|----------------|-----------|-----|-------------|------------------------|
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 302,622        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 1,024,626              |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 150,578        | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 413,158                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 378,449        | 2018/1/24 | JPY | 49,900,000  | 1,304,060              |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 264,031        | 2018/1/24 | JPY | 34,930,000  | 793,247                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 396,408        | 2018/1/24 | JPY | 52,894,000  | 739,944                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 261,104        | 2018/1/24 | JPY | 34,930,000  | 397,328                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 298,784        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 505,359                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 260,062        | 2018/1/24 | JPY | 34,930,000  | 256,275                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 151,098        | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 483,461                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 299,840        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 648,202                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 226,385        | 2018/1/24 | JPY | 29,940,000  | 689,805                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 299,783        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 640,488                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 227,164        | 2018/1/24 | JPY | 29,940,000  | 795,201                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 149,477        | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 264,232                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 300,900        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 791,645                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 120,815        | 2018/1/24 | JPY | 15,968,000  | 378,232                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 527,416        | 2018/1/24 | JPY | 69,860,000  | 1,499,195              |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 150,578        | 2018/1/24 | JPY | 19,960,000  | 413,160                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 377,784        | 2018/1/24 | JPY | 49,900,000  | 1,214,054              |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 303,269        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 1,112,158              |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 301,994        | 2018/1/24 | JPY | 39,920,000  | 939,640                |
| EUR | Westpac Banking Corp.     | 418,608        | 2018/1/24 | JPY | 55,888,000  | 749,474                |
| GBP | State Street Corp.        | 10,150         | 2018/1/24 | EUR | 11,383      | 6,137                  |
| JPY | State Street Corp.        | 24,852,997,295 | 2018/1/24 | EUR | 187,347,095 | (495,006,399)          |
| JPY | Westpac Banking Corp.     | 62,684,040     | 2018/1/24 | EUR | 474,482     | (1,513,280)            |
| JPY | Westpac Banking Corp.     | 69,175,970     | 2018/1/24 | EUR | 522,048     | (1,456,957)            |
| JPY | Westpac Banking Corp.     | 63,979,588     | 2018/1/24 | EUR | 478,664     | (783,471)              |
| JPY | Westpac Banking Corp.     | 91,565,194     | 2018/1/24 | EUR | 687,292     | (1,425,188)            |
| USD | Goldman Sachs Group, Inc. | 1,169,218      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (3,719,900)            |
| USD | Goldman Sachs Group, Inc. | 1,184,907      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (1,954,314)            |
| USD | Goldman Sachs Group, Inc. | 1,190,289      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (1,348,642)            |
| USD | Royal Bank of Canada      | 1,162,171      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (4,512,946)            |
| USD | State Street Corp.        | 306,503        | 2018/1/24 | EUR | 259,443     | (609,777)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 270,317        | 2018/1/24 | EUR | 230,351     | (745,882)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 79,369         | 2018/1/24 | EUR | 68,000      | (268,473)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 324,659        | 2018/1/24 | EUR | 277,561     | (1,017,942)            |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 246,063        | 2018/1/24 | EUR | 210,149     | (742,051)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 1,006,485      | 2018/1/24 | EUR | 845,404     | (1,116,554)            |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 1,187,153      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (1,701,557)            |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 380,676        | 2018/1/24 | EUR | 321,886     | (711,150)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 459            | 2018/1/24 | EUR | 386         | (628)                  |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 1,180,524      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (2,447,562)            |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 1,194,403      | 2018/1/24 | EUR | 1,000,000   | (885,667)              |
| USD | Westpac Banking Corp.     | 262,868        | 2018/1/24 | EUR | 220,905     | (306,076)              |
|     |                           |                |           |     |             | <u>\ (412,028,042)</u> |

**通貨の略称:**

---

|     |   |      |
|-----|---|------|
| EUR | - | ユーロ  |
| GBP | - | 英ポンド |
| JPY | - | 日本円  |
| USD | - | 米ドル  |

## 「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

|                 | 平成30年7月23日現在   | 平成31年1月22日現在   |
|-----------------|----------------|----------------|
|                 | 金 額 (円)        | 金 額 (円)        |
| 資産の部            |                |                |
| 流動資産            |                |                |
| 金銭信託            | 70,713,694,196 | —              |
| コール・ローン         | —              | 71,749,582,292 |
| 流動資産合計          | 70,713,694,196 | 71,749,582,292 |
| 資産合計            | 70,713,694,196 | 71,749,582,292 |
| 負債の部            |                |                |
| 流動負債            |                |                |
| 未払解約金           | 1,000,000,000  | 30,000,000     |
| その他未払費用         | 4,122,988      | 3,761,251      |
| 流動負債合計          | 1,004,122,988  | 33,761,251     |
| 負債合計            | 1,004,122,988  | 33,761,251     |
| 純資産の部           |                |                |
| 元本等             |                |                |
| 元本 ※1           | 69,427,128,928 | 71,459,598,708 |
| 剰余金             |                |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 282,442,280    | 256,222,333    |
| 元本等合計           | 69,709,571,208 | 71,715,821,041 |
| 純資産合計           | 69,709,571,208 | 71,715,821,041 |
| 負債純資産合計         | 70,713,694,196 | 71,749,582,292 |



## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分             | 自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |

## (貸借対照表に関する注記)

| 区 分                                       | 平成30年7月23日現在     | 平成31年1月22日現在    |
|-------------------------------------------|------------------|-----------------|
| 1. ※1 期首                                  | 平成30年1月23日       | 平成30年7月24日      |
| 期首元本額                                     | 123,397,286,070円 | 69,427,128,928円 |
| 期中追加設定元本額                                 | 22,345,015,464円  | 21,363,751,246円 |
| 期中一部解約元本額                                 | 76,315,172,606円  | 19,331,281,466円 |
| 期末元本額の内訳<br>ファンド名                         |                  |                 |
| ダイワ米ドル・ブルファンド<br>（適格機関投資家専用）              | 6,504,963,686円   | 4,717,579,855円  |
| ダイワ米ドル・ベアファンド<br>（適格機関投資家専用）              | 13,004,155,552円  | 13,951,738,463円 |
| ダイワ・マネーポートフォリオ（F0Fs用）（適格機関投資家専用）          | 1,089,639円       | 1,089,639円      |
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-07（為替ヘッジあり／限定追加型） | 995円             | 1,137,831,305円  |
| 通貨選択型 米国リート・αクワトロ（毎月分配型）                  | 159,141円         | 159,141円        |
| 通貨選択型アメリカン・エクイティ・αクワトロ（毎月分配型）             | 159,141円         | 159,141円        |
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替ヘッジあり）       | 995円             | 212,524,928円    |
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替ヘッジあり）Ⅱ      | 995円             | 68,579,201円     |
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-12（為替ヘッジあり）       | 995円             | 158,143,082円    |
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-02（為替ヘッジあり／限定追加型） | 995円             | 114,063,589円    |

|                                                        |                 |                 |
|--------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-08（為替ヘッジあり／限定追加型）              | 995円            | 952,253,624円    |
| 日本株カムイA I 戦略ファンド                                       | 59,719,320円     | －円              |
| オール・マーケット・インカム戦略（資産成長重視コース）                            | －円              | 9,963円          |
| オール・マーケット・インカム戦略（奇数月定額分配コース）                           | －円              | 9,963円          |
| オール・マーケット・インカム戦略（奇数月定率分配コース）                           | －円              | 9,963円          |
| オール・マーケット・インカム戦略（予想分配金提示型コース）                          | －円              | 9,963円          |
| ダイワJ P X日経400ベア・ファンド（適格機関投資家専用）                        | 3,783,296,400円  | 4,281,453,220円  |
| AHLターゲットリスク・ライト戦略ファンド(適格機関投資家専用)                       | －円              | 1,692,026,279円  |
| ダイワユーロベア・ファンド（2倍、非リバランス型）（適格機関投資家専用）                   | 810,946,367円    | 924,964,952円    |
| ダイワ米ドルベア・ファンド（2倍、非リバランス型）（適格機関投資家専用）                   | 35,612,881,380円 | 36,501,568,715円 |
| ダイワ／ロジャーズ国際コモディティ™・ファンド                                | 9,393,201円      | 5,408,343円      |
| ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）      | 998円            | 998円            |
| ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型） | 998円            | 998円            |
| ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）    | 998円            | 998円            |
| ダイワT O P I Xベア・ファンド（適格機関投資家専用）                         | 9,639,175,012円  | 6,738,831,260円  |
| ダイワ豪ドル建て高利回り証券α（毎月分配型）                                 | 9,949円          | 9,949円          |
| ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－ U Sトライアングル－           | 997,374円        | 997,374円        |
| ダイワ豪ドル建て高利回り証券ファンド－予想分配金提示型－                           | 173,802円        | 173,802円        |

|                  |                 |                 |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 計                | 69,427,128,928円 | 71,459,598,708円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 69,427,128,928口 | 71,459,598,708口 |

## （金融商品に関する注記）

## I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                        | 自 平成30年7月24日<br>至 平成31年1月22日                                                                                           |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                             |
| 2. 金融商品の内容及びリスク            | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。    |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                             |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 平成31年1月22日現在                                                                |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## （有価証券に関する注記）

| 平成30年7月23日現在 | 平成31年1月22日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。  | 該当事項はありません。  |

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 平成30年7月23日現在 | 平成31年1月22日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。  | 該当事項はありません。  |

## （1口当たり情報）

|                           | 平成30年7月23日現在         | 平成31年1月22日現在         |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.0041円<br>（10,041円） | 1.0036円<br>（10,036円） |

**附属明細表****第1 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

**(2) 株式以外の有価証券**

該当事項はありません。

**第2 信用取引契約残高明細表**

該当事項はありません。

**第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2019年2月28日

|     |                    |                |
|-----|--------------------|----------------|
| I   | 資産総額               | 1,203,997,983円 |
| II  | 負債総額               | 5,660,363円     |
| III | 純資産総額（I－II）        | 1,198,337,620円 |
| IV  | 発行済数量              | 1,182,495,066口 |
| V   | 1単位当たり純資産額（III／IV） | 1.0134円        |

### （参考）ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

#### 純資産額計算書

2019年2月28日

|     |                    |                 |
|-----|--------------------|-----------------|
| I   | 資産総額               | 76,856,836,588円 |
| II  | 負債総額               | 5,000,000円      |
| III | 純資産総額（I－II）        | 76,851,836,588円 |
| IV  | 発行済数量              | 76,584,282,341口 |
| V   | 1単位当たり純資産額（III／IV） | 1.0035円         |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2019年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

###### ・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

###### ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格      | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託  | 78    | 156,787       |
| 追加型株式投資信託  | 716   | 15,385,009    |
| 株式投資信託 合計  | 794   | 15,541,796    |
| 単位型公社債投資信託 | 30    | 107,185       |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 1,418,722     |
| 公社債投資信託 合計 | 44    | 1,525,908     |
| 総合計        | 838   | 17,067,703    |



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第59期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第60期事業年度に係る中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

|           | 前事業年度<br>(平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(平成30年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部      |                       |                       |
| 流動資産      |                       |                       |
| 現金・預金     | 31,260                | 28,709                |
| 有価証券      | 110                   | 0                     |
| 前払費用      | 190                   | 201                   |
| 未収委託者報酬   | 10,453                | 12,368                |
| 未収収益      | 72                    | 82                    |
| 繰延税金資産    | 439                   | 552                   |
| その他       | 34                    | 47                    |
| 流動資産計     | 42,560                | 41,962                |
| 固定資産      |                       |                       |
| 有形固定資産    | ※1                    | ※1                    |
| 建物        | 15                    | 12                    |
| 器具備品      | 214                   | 200                   |
| 無形固定資産    | 2,650                 | 2,614                 |
| ソフトウェア    | 2,323                 | 2,456                 |
| ソフトウェア仮勘定 | 327                   | 158                   |
| 投資その他の資産  | 12,353                | 15,066                |
| 投資有価証券    | 5,920                 | 8,600                 |
| 関係会社株式    | 5,129                 | 5,129                 |
| 出資金       | 185                   | 183                   |
| 長期差入保証金   | 1,050                 | 1,072                 |
| 繰延税金資産    | 31                    | 45                    |
| その他       | 37                    | 34                    |
| 固定資産計     | 15,234                | 17,894                |
| 資産合計      | 57,795                | 59,856                |

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(平成29年 3月31日) | 当事業年度<br>(平成30年 3月31日) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部         |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 79                     | 65                     |
| 未払金          | 9,466                  | 9,747                  |
| 未払収益分配金      | 7                      | 8                      |
| 未払償還金        | 59                     | 59                     |
| 未払手数料        | 4,453                  | 5,202                  |
| その他未払金 ※2    | 4,946                  | 4,476                  |
| 未払費用         | 4,077                  | 4,148                  |
| 未払法人税等       | 980                    | 850                    |
| 未払消費税等       | 223                    | 583                    |
| 賞与引当金        | 945                    | 1,012                  |
| その他          | 3                      | 335                    |
| 流動負債計        | 15,776                 | 16,744                 |
| 固定負債         |                        |                        |
| 退職給付引当金      | 2,318                  | 2,350                  |
| 役員退職慰労引当金    | 151                    | 125                    |
| その他          | 7                      | 5                      |
| 固定負債計        | 2,477                  | 2,481                  |
| 負債合計         | 18,254                 | 19,225                 |
| 純資産の部        |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 15,174                 | 15,174                 |
| 資本剰余金        |                        |                        |
| 資本準備金        | 11,495                 | 11,495                 |
| 資本剰余金合計      | 11,495                 | 11,495                 |
| 利益剰余金        |                        |                        |
| 利益準備金        | 374                    | 374                    |
| その他利益剰余金     |                        |                        |
| 繰越利益剰余金      | 12,231                 | 13,370                 |
| 利益剰余金合計      | 12,606                 | 13,744                 |
| 株主資本合計       | 39,276                 | 40,414                 |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | 264                    | 216                    |
| 評価・換算差額等合計   | 264                    | 216                    |
| 純資産合計        | 39,540                 | 40,631                 |
| 負債・純資産合計     | 57,795                 | 59,856                 |

## （２）【損益計算書】

（単位:百万円）

|              | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益         |                                        |                                        |
| 委託者報酬        | 79,747                                 | 82,510                                 |
| その他営業収益      | 727                                    | 733                                    |
| 営業収益計        | 80,474                                 | 83,244                                 |
| 営業費用         |                                        |                                        |
| 支払手数料        | 40,110                                 | 40,392                                 |
| 広告宣伝費        | 549                                    | 673                                    |
| 調査費          | 9,436                                  | 9,816                                  |
| 調査費          | 904                                    | 955                                    |
| 委託調査費        | 8,531                                  | 8,860                                  |
| 委託計算費        | 793                                    | 839                                    |
| 営業雑経費        | 1,375                                  | 1,579                                  |
| 通信費          | 251                                    | 249                                    |
| 印刷費          | 501                                    | 500                                    |
| 協会費          | 50                                     | 53                                     |
| 諸会費          | 13                                     | 13                                     |
| その他営業雑経費     | 557                                    | 762                                    |
| 営業費用計        | 52,265                                 | 53,300                                 |
| 一般管理費        |                                        |                                        |
| 給料           | 5,833                                  | 5,840                                  |
| 役員報酬         | 416                                    | 377                                    |
| 給料・手当        | 3,940                                  | 3,973                                  |
| 賞与           | 531                                    | 477                                    |
| 賞与引当金繰入額     | 945                                    | 1,012                                  |
| 福利厚生費        | 807                                    | 788                                    |
| 交際費          | 60                                     | 55                                     |
| 旅費交通費        | 178                                    | 195                                    |
| 租税公課         | 531                                    | 501                                    |
| 不動産賃借料       | 1,273                                  | 1,281                                  |
| 退職給付費用       | 463                                    | 316                                    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 60                                     | 46                                     |
| 固定資産減価償却費    | 1,045                                  | 977                                    |
| 諸経費          | 1,400                                  | 1,528                                  |
| 一般管理費計       | 11,655                                 | 11,531                                 |
| 営業利益         | 16,554                                 | 18,411                                 |

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益        |                                        |                                        |
| 受取配当金        | 92                                     | 75                                     |
| 投資有価証券売却益    | 224                                    | 210                                    |
| 有価証券償還益      | 94                                     | 17                                     |
| その他          | 69                                     | 55                                     |
| 営業外収益計       | 481                                    | 359                                    |
| 営業外費用        |                                        |                                        |
| 投資有価証券売却損    | 24                                     | 0                                      |
| その他          | 75                                     | 29                                     |
| 営業外費用計       | 100                                    | 29                                     |
| 経常利益         | 16,935                                 | 18,741                                 |
| 特別損失         |                                        |                                        |
| MMF等償還関連費用   | 305                                    | -                                      |
| 関係会社整理損失     | -                                      | 333                                    |
| 特別損失計        | 305                                    | 333                                    |
| 税引前当期純利益     | 16,629                                 | 18,407                                 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,501                                  | 5,843                                  |
| 法人税等調整額      | △1,405                                 | △106                                   |
| 法人税等合計       | 5,096                                  | 5,737                                  |
| 当期純利益        | 11,533                                 | 12,670                                 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

（単位：百万円）

|                             | 株主資本   |        |       |                             |             |         |
|-----------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |                             |             | 株主資本合計  |
|                             |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |
| 当期首残高                       | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,960                      | 14,334      | 41,004  |
| 当期変動額                       |        |        |       |                             |             |         |
| 剰余金の配当                      | -      | -      | -     | △13,261                     | △13,261     | △13,261 |
| 当期純利益                       | -      | -      | -     | 11,533                      | 11,533      | 11,533  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | -      | -      | -     | -                           | -           | -       |
| 当期変動額合計                     | -      | -      | -     | △1,728                      | △1,728      | △1,728  |
| 当期末残高                       | 15,174 | 11,495 | 374   | 12,231                      | 12,606      | 39,276  |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|----------------------|----------------|---------|
|                             | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                       | 280                  | 280            | 41,284  |
| 当期変動額                       |                      |                |         |
| 剰余金の配当                      | -                    | -              | △13,261 |
| 当期純利益                       | -                    | -              | 11,533  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | △15                  | △15            | △15     |
| 当期変動額合計                     | △15                  | △15            | △1,743  |
| 当期末残高                       | 264                  | 264            | 39,540  |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

|                             | 株主資本   |        |       |                     |         |         |
|-----------------------------|--------|--------|-------|---------------------|---------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |                     |         | 株主資本合計  |
|                             |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
| 当期首残高                       | 15,174 | 11,495 | 374   | 12,231              | 12,606  | 39,276  |
| 当期変動額                       |        |        |       |                     |         |         |
| 剰余金の配当                      | -      | -      | -     | △11,532             | △11,532 | △11,532 |
| 当期純利益                       | -      | -      | -     | 12,670              | 12,670  | 12,670  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | -      | -      | -     | -                   | -       | -       |
| 当期変動額合計                     | -      | -      | -     | 1,138               | 1,138   | 1,138   |
| 当期末残高                       | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,370              | 13,744  | 40,414  |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|----------------------|----------------|---------|
|                             | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                       | 264                  | 264            | 39,540  |
| 当期変動額                       |                      |                |         |
| 剰余金の配当                      | -                    | -              | △11,532 |
| 当期純利益                       | -                    | -              | 12,670  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | △47                  | △47            | △47     |
| 当期変動額合計                     | △47                  | △47            | 1,090   |
| 当期末残高                       | 216                  | 216            | 40,631  |

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### （1）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### （2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年  |

##### （2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### （1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### （2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### （3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。



## （表示方法の変更）

## （損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」12百万円、「その他」56百万円は、「その他」69百万円として組替えております。

## （貸借対照表関係）

## ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

|      | 前事業年度<br>(平成29年 3 月31日) | 当事業年度<br>(平成30年 3 月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 建物   | 26百万円                   | 29百万円                   |
| 器具備品 | 264百万円                  | 235百万円                  |

## ※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

|     | 前事業年度<br>(平成29年 3 月31日) | 当事業年度<br>(平成30年 3 月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 4,877百万円                | 4,406百万円                |

## 3 保証債務

## 前事業年度（平成29年 3 月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

## 当事業年度（平成30年 3 月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 13,261             | 5,084           | 平成28年<br>3月31日 | 平成28年<br>6月24日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,532百万円  |
| ② 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額  | 4,421円     |
| ④ 基準日       | 平成29年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 平成29年6月27日 |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |

## 2. 配当に関する事項

## （1） 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 11,532             | 4,421           | 平成29年<br>3月31日 | 平成29年<br>6月27日 |

## （2） 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 12,669百万円  |
| ② 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額  | 4,857円     |
| ④ 基準日       | 平成30年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 平成30年6月26日 |

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1） 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## （2） 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

**（３） 金融商品に係るリスク管理体制****①市場リスクの管理****（ｉ）為替変動リスクの管理**

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

**（ii）価格変動リスクの管理**

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

**②信用リスクの管理**

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

**２．金融商品の時価等に関する事項**

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：百万円）

|                            | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|----------------------------|------------------|----------|----|
| （１）現金・預金                   | 31,260           | 31,260   | —  |
| （２）未収委託者報酬                 | 10,453           | 10,453   | —  |
| （３）有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 5,060            | 5,060    | —  |
| 資産計                        | 46,774           | 46,774   | —  |
| （１）未払手数料                   | (4,453)          | (4,453)  | —  |
| （２）その他未払金                  | (4,946)          | (4,946)  | —  |
| （３）未払費用(*2)                | (3,409)          | (3,409)  | —  |
| 負債計                        | (12,809)         | (12,809) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

|                             | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|-----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                   | 28,709           | 28,709   | —  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 12,368           | 12,368   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 7,631            | 7,631    | —  |
| 資産計                         | 48,709           | 48,709   | —  |
| (1) 未払手数料                   | (5,202)          | (5,202)  | —  |
| (2) その他未払金                  | (4,476)          | (4,476)  | —  |
| (3) 未払費用(*2)                | (3,286)          | (3,286)  | —  |
| 負債計                         | (12,965)         | (12,965) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

## （注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

## （1）現金・預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

## （1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分                         | 前事業年度<br>(平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(平成30年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) その他有価証券<br>非上場株式       | 970                   | 970                   |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式<br>非上場株式 | 5,129                 | 5,129                 |
| (3) 長期差入保証金                | 1,050                 | 1,072                 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

|                                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 31,260 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 10,453 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 110    | 2,876       | 1,139        | 110  |
| 合計                                | 41,824 | 2,876       | 1,139        | 110  |

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

|                                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 28,709 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 12,368 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 0      | 5,302       | 1,801        | 117  |
| 合計                                | 41,078 | 5,302       | 1,801        | 117  |

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 前事業年度（平成29年3月31日）

|                             | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの         |                   |               |             |
| （１）株式                       | 122               | 55            | 67          |
| （２）その他<br>証券投資信託            | 3,107             | 2,697         | 410         |
| 小計                          | 3,230             | 2,752         | 478         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>その他 |                   |               |             |
| 証券投資信託                      | 1,829             | 1,926         | △96         |
| 小計                          | 1,829             | 1,926         | △96         |
| 合計                          | 5,060             | 4,679         | 381         |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度（平成30年3月31日）

|                             | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの         |                   |               |             |
| （１）株式                       | 134               | 55            | 79          |
| （２）その他<br>証券投資信託            | 4,196             | 3,740         | 456         |
| 小計                          | 4,331             | 3,795         | 535         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>その他 |                   |               |             |
| 証券投資信託                      | 3,299             | 3,522         | △223        |
| 小計                          | 3,299             | 3,522         | △223        |
| 合計                          | 7,631             | 7,318         | 312         |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | 50           | -                | 1                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 4,371        | 224              | 23               |
| 合計                | 4,421        | 224              | 24               |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | -            | -                | -                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 1,963        | 210              | 0                |
| 合計                | 1,963        | 210              | 0                |

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,209百万円                               | 2,318百万円                               |
| 勤務費用        | 202                                    | 159                                    |
| 退職給付の支払額    | △122                                   | △166                                   |
| その他         | 29                                     | 38                                     |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,318                                  | 2,350                                  |



## (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                         | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務           | 2,318百万円                               | 2,350百万円                               |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 2,318                                  | 2,350                                  |
| 退職給付引当金                 | 2,318                                  | 2,350                                  |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 2,318                                  | 2,350                                  |

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用            | 202百万円                                 | 159百万円                                 |
| その他             | 87                                     | 24                                     |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 289                                    | 184                                    |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度173百万円、当事業年度171百万円であります。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

|              | 前事業年度<br>(平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(平成30年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産       |                       |                       |
| 退職給付引当金      | 709                   | 719                   |
| 賞与引当金        | 224                   | 244                   |
| 未払事業税        | 169                   | 162                   |
| 出資金評価損       | 98                    | 94                    |
| 投資有価証券評価損    | 65                    | 68                    |
| 連結法人間取引（譲渡損） | 5                     | 5                     |
| その他          | 185                   | 308                   |
| 繰延税金資産小計     | 1,458                 | 1,602                 |
| 評価性引当額       | △201                  | △200                  |
| 繰延税金資産合計     | 1,257                 | 1,402                 |
| 繰延税金負債       |                       |                       |
| 連結法人間取引（譲渡益） | △639                  | △639                  |
| その他有価証券評価差額金 | △146                  | △164                  |
| 繰延税金負債合計     | △786                  | △804                  |
| 繰延税金資産の純額    | 470                   | 598                   |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

## 前事業年度（平成29年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 当事業年度（平成30年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

**（セグメント情報等）****〔セグメント情報〕**

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

**〔関連情報〕****1.サービスごとの情報**

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**2.地域ごとの情報****（1）営業収益**

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**（2）有形固定資産**

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

**3.主要な顧客ごとの情報**

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕**

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

**〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕**

該当事項はありません。

**〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕**

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類  | 会社等の<br>名称                                       | 所在地       | 資本金又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------------------------|-----------|-----------------------|-----------------|-------------------------------|---------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset<br>Management<br>(Singapore)<br>Ltd. | Singapore | 133                   | 金融商<br>品取引<br>業 | (所有)<br>直接100.0               | 経営管理          | 債務保証<br>(注) | 1,685         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種類  | 会社等の<br>名称                                       | 所在地       | 資本金又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------------------------|-----------|-----------------------|-----------------|-------------------------------|---------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset<br>Management<br>(Singapore)<br>Ltd. | Singapore | 133                   | 金融商<br>品取引<br>業 | (所有)<br>直接100.0               | 経営管理          | 債務保証<br>(注) | 1,701         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

## 前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類          | 会社等の<br>名称          | 所在地     | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容            | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|---------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------------|------------------|-----------------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株)             | 東京都千代田区 | 100,000                    | 金融商品取引業   | —                                 | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 23,238                | 未払手数料   | 3,298         |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000                      | 情報サービス業   | —                                 | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入(注3)    | 768                   | 未払費用    | 218           |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株)          | 東京都中央区  | 100                        | 不動産管理業    | —                                 | 本社ビルの管理         | 不動産の賃借料(注4)      | 1,036                 | 長期差入保証金 | 1,028         |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種類          | 会社等の<br>名称          | 所在地     | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容            | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|---------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------------|------------------|-----------------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株)             | 東京都千代田区 | 100,000                    | 金融商品取引業   | —                                 | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 23,216                | 未払手数料   | 3,913         |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000                      | 情報サービス業   | —                                 | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入(注3)    | 1,020                 | 未払費用    | 233           |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株)          | 東京都中央区  | 100                        | 不動産管理業    | —                                 | 本社ビルの管理         | 不動産の賃借料(注4)      | 1,048                 | 長期差入保証金 | 1,055         |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2.親会社に関する注記

## 株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

## （１株当たり情報）

| 前事業年度<br>（自 平成28年４月１日<br>至 平成29年３月31日） |            | 当事業年度<br>（自 平成29年４月１日<br>至 平成30年３月31日） |            |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| １株当たり純資産額                              | 15,158.25円 | １株当たり純資産額                              | 15,576.40円 |
| １株当たり当期純利益                             | 4,421.51円  | １株当たり当期純利益                             | 4,857.40円  |

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

|                 | 前事業年度<br>（自 平成28年４月１日<br>至 平成29年３月31日） | 当事業年度<br>（自 平成29年４月１日<br>至 平成30年３月31日） |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（百万円）      | 11,533                                 | 12,670                                 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525                              | 2,608,525                              |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

|            |     | 当中間会計期間<br>(2018年9月30日) |
|------------|-----|-------------------------|
| <hr/>      |     |                         |
| 資産の部       |     |                         |
| 流動資産       |     |                         |
| 現金・預金      |     | 21,097                  |
| 有価証券       |     | 0                       |
| 未収委託者報酬    |     | 12,445                  |
| その他        |     | 2,329                   |
| 流動資産合計     |     | <hr/> 35,872 <hr/>      |
| 固定資産       |     |                         |
| 有形固定資産     | ※ 1 | 199                     |
| 無形固定資産     |     |                         |
| ソフトウェア     |     | 2,162                   |
| その他        |     | 449                     |
| 無形固定資産合計   |     | <hr/> 2,612 <hr/>       |
| 投資その他の資産   |     |                         |
| 投資有価証券     |     | 7,521                   |
| 関係会社株式     |     | 1,836                   |
| 繰延税金資産     |     | 964                     |
| その他        |     | 1,286                   |
| 投資その他の資産合計 |     | <hr/> 11,608 <hr/>      |
| 固定資産合計     |     | <hr/> 14,420 <hr/>      |
| 資産合計       |     | <hr/> 50,293 <hr/>      |

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2018年9月30日)

負債の部

流動負債

|        |         |
|--------|---------|
| 未払金    | 7,165   |
| 未払費用   | 3,666   |
| 未払法人税等 | 859     |
| 賞与引当金  | 611     |
| その他    | ※ 2 552 |

|        |        |
|--------|--------|
| 流動負債合計 | 12,855 |
|--------|--------|

固定負債

|           |       |
|-----------|-------|
| 退職給付引当金   | 2,335 |
| 役員退職慰労引当金 | 144   |
| その他       | 3     |

|        |       |
|--------|-------|
| 固定負債合計 | 2,483 |
|--------|-------|

負債合計

|        |
|--------|
| 15,338 |
|--------|

純資産の部

株主資本

|         |        |
|---------|--------|
| 資本金     | 15,174 |
| 資本剰余金   |        |
| 資本準備金   | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 |

利益剰余金

|          |       |
|----------|-------|
| 利益準備金    | 374   |
| その他利益剰余金 |       |
| 繰越利益剰余金  | 7,643 |
| 利益剰余金合計  | 8,017 |

|        |        |
|--------|--------|
| 株主資本合計 | 34,687 |
|--------|--------|

評価・換算差額等

|              |     |
|--------------|-----|
| その他有価証券評価差額金 | 267 |
| 評価・換算差額等合計   | 267 |

純資産合計

|        |
|--------|
| 34,955 |
|--------|

負債・純資産合計

|        |
|--------|
| 50,293 |
|--------|



## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| 当中間会計期間<br>(自 2018年4月1日<br>至 2018年9月30日) |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 営業収益                                     |           |
| 委託者報酬                                    | 39,713    |
| その他営業収益                                  | 351       |
| 営業収益合計                                   | 40,065    |
| 営業費用                                     |           |
| 支払手数料                                    | 18,868    |
| その他営業費用                                  | 6,357     |
| 営業費用合計                                   | 25,226    |
| 一般管理費                                    | ※ 1 5,925 |
| 営業利益                                     | 8,913     |
| 営業外収益                                    | ※ 2 418   |
| 営業外費用                                    | ※ 3 86    |
| 経常利益                                     | 9,244     |
| 特別利益                                     | —         |
| 特別損失                                     | ※ 4 29    |
| 税引前中間純利益                                 | 9,215     |
| 法人税、住民税及び事業税                             | 2,628     |
| 法人税等調整額                                  | 125       |
| 中間純利益                                    | 6,462     |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

|                       | 株主資本   |        |       |                     |         |         |
|-----------------------|--------|--------|-------|---------------------|---------|---------|
|                       | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |                     |         | 株主資本合計  |
|                       |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
| 当期首残高                 | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,370              | 13,744  | 40,414  |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |        |        |       | 480                 | 480     | 480     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,850              | 14,225  | 40,895  |
| 当中間期変動額               |        |        |       |                     |         |         |
| 剰余金の配当                | -      | -      | -     | △12,669             | △12,669 | △12,669 |
| 中間純利益                 | -      | -      | -     | 6,462               | 6,462   | 6,462   |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | -      | -      | -     | -                   | -       | -       |
| 当中間期変動額合計             | -      | -      | -     | △6,207              | △6,207  | △6,207  |
| 当中間期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 7,643               | 8,017   | 34,687  |

|                       | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|-----------------------|--------------|------------|---------|
|                       | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高                 | 216          | 216        | 40,631  |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |              |            | 480     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     |              |            | 41,112  |
| 当中間期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当                | -            | -          | △12,669 |
| 中間純利益                 | -            | -          | 6,462   |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 50           | 50         | 50      |
| 当中間期変動額合計             | 50           | 50         | △6,156  |
| 当中間期末残高               | 267          | 267        | 34,955  |

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### （1）子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

##### （2）その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年  |

##### （2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### （1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### （2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

##### （3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

## (税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高が480百万円増加しております。

## (表示方法の変更)

## (『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## (中間貸借対照表関係)

## ※1 減価償却累計額

|        | 当中間会計期間<br>(2018年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 280百万円                    |

## ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## 3 保証債務

当中間会計期間（2018年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,743百万円に対して保証を行っております。

## （中間損益計算書関係）

## ※ 1 減価償却実施額

|        | 当中間会計期間<br>(自 2018年4月 1日<br>至 2018年9月30日) |
|--------|-------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 16百万円                                     |
| 無形固定資産 | 436百万円                                    |

## ※ 2 営業外収益の主要項目

|           | 当中間会計期間<br>(自 2018年4月 1日<br>至 2018年9月30日) |
|-----------|-------------------------------------------|
| 有価証券償還益   | 132百万円                                    |
| 投資有価証券売却益 | 124百万円                                    |
| 為替差益      | 104百万円                                    |

## ※ 3 営業外費用の主要項目

|           | 当中間会計期間<br>(自 2018年4月 1日<br>至 2018年9月30日) |
|-----------|-------------------------------------------|
| 有価証券償還損   | 32百万円                                     |
| 投資有価証券売却損 | 24百万円                                     |
| 固定資産除却損   | 13百万円                                     |

## ※ 4 特別損失の主要項目

|          | 当中間会計期間<br>(自 2018年4月 1日<br>至 2018年9月30日) |
|----------|-------------------------------------------|
| 関係会社整理損失 | 29百万円                                     |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間末<br>株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 2,608          | —                | —                | 2,608           |
| 合計    | 2,608          | —                | —                | 2,608           |

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2018年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 12,669          | 4,857            | 2018年3月31日 | 2018年6月26日 |

## （金融商品関係）

当中間会計期間（2018年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

（単位：百万円）

|                             | 中間貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|-----------------------------|--------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                   | 21,097             | 21,097   | —  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 12,445             | 12,445   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,551              | 6,551    | —  |
| 資産合計                        | 40,094             | 40,094   | —  |
| (1) 未払金                     | (7,096)            | (7,096)  | —  |
| (2) 未払費用(*2)                | (3,089)            | (3,089)  | —  |
| 負債合計                        | (10,186)           | (10,186) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

## （注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

## (1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分    | 当中間会計期間 |
|-------|---------|
| 非上場株式 | 970     |
| 子会社株式 | 1,836   |
| 差入保証金 | 1,071   |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## （有価証券関係）

当中間会計期間（2018年9月30日）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

|                                   | 中間貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの         |                         |               |             |
| （１）株式                             | 129                     | 55            | 74          |
| （２）その他<br>証券投資信託                  | 4,148                   | 3,765         | 383         |
| 小計                                | 4,277                   | 3,820         | 457         |
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの<br>その他 |                         |               |             |
| 証券投資信託                            | 2,274                   | 2,378         | △104        |
| 小計                                | 2,274                   | 2,378         | △104        |
| 合計                                | 6,551                   | 6,198         | 352         |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

### 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

### 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

## （１株当たり情報）

| 当中間会計期間<br>(自 2018年4月1日<br>至 2018年9月30日) |            |
|------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                | 13,400.41円 |
| 1株当たり中間純利益                               | 2,477.30円  |

（注１） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注２） 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間<br>(自 2018年4月1日<br>至 2018年9月30日) |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 中間純利益(百万円)                               | 6,462     |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円)                        | 6,462     |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                        | —         |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                          | 2,608,525 |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

① 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額 324,279百万円（2018年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

**(2) 販売会社**

| ① 名 称       | ② 資本金の額<br>単位：百万円<br>(2018年3月<br>末日現在) | ③ 事業の内容            |
|-------------|----------------------------------------|--------------------|
| 株式会社東京スター銀行 | 26,000                                 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

**2【関係業務の概要】**

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

**3【資本関係】**

該当事項はありません。

**<再信託受託会社の概要>**

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

**第3【参考情報】**

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| （提出年月日）     | （書類名）   |
|-------------|---------|
| 2018年10月16日 | 有価証券報告書 |

**独立監査人の監査報告書**

平成30年5月25日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成31年3月1日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替ヘッジあり）の平成30年7月24日から平成31年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2015-10（為替ヘッジあり）の平成31年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2018年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小倉 加奈子 印指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 間瀬 友未 印指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 深井 康治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。